



2025(令和7)年度 人権啓発活動

人権学習会

音楽

9/21 加賀屋
10/4 加賀屋東



音楽をきっかけとして人権を知ることができ、勉強になりました。

スポーツ

11/19 新北島
2/10 平林



モルックは誰もが夢中で楽しめるスポーツです!



手話パフォーマンス

12/6 粉浜



一緒に手や顔、体を動かしながら手話や聴覚障がいについて学べました。

高齢者

9/13 敷津浦
10/18 南港



今や認知症は誰もがなりうるもので、関心があつたのでわかりやすかったです。

インターネット

6/25 住之江
10/5 住吉川
2/28 安立



インターネットは便利ですが、その反面、危険もあることがわかり、活用方法を気をつけていきたいです。

学校教育

9/28 清江



「つまずいていいやん、やり直したら」という西成高校の精神をお聴きし、いろいろ考えさせられました。

人権週間



毎年12月4日～10日は人権週間です。区役所でも、人権啓発パネルの設置などを実施しています。この機会に改めて人権への理解を深めましょう。

人権相談窓口の設置

人権について知りたい、相談したいなどの場合は、下記へご相談ください。

●専門相談員による相談(事前予約制)

大阪市人権啓発・相談センター
☎06-6532-7830 FAX06-6531-0666
✉7830@osaka-jinken.net

月～金曜日 9:00～20:30 日曜日・祝日 9:00～17:00

●区役所相談窓口

住之江区役所 協働まちづくり課4階43番
☎06-6682-9983
月～金曜日 9:00～17:30(土・日曜、祝日、年末年始は除く)

大阪市人権啓発推進員住之江区連絡会から区民の皆様へ

ハラスメント(英語:Harassment)を直訳すると「嫌がらせ」「いじめ」「悩ませること」「迷惑行為」などとなり、一般的に、身体的・精神的な攻撃などによって他者に不快感を与える行為全般をハラスメントと言います。「身体的・精神的な攻撃」は決して許されるものではありませんが、ハラスメントと言われるものにおいて重要なのはお互いの人権や尊厳を守ることです。人は生きていく上で少なからず他者に迷惑をかけており、それは相互にかけ合うものです。その中には、それぞれの経験等により形成された人格の違いにより、発する側の意図には添わず「他者に不快感を与える行為」となるものも少なからず発生してしまいます。常日頃より他者への尊厳と思いやりを大切にして接することで、ハラスメント被害がなくなることを望みます。



大阪市人権啓発推進員
住之江区連絡会
代表 森 茂廣